

議案第116号

備前市デイサービスセンターしらうめ荘の指定管理者の指定について

次のとおり備前市デイサービスセンターしらうめ荘の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名 称	指 定 する 団 体	指 定 の 期 間
備前市デイサービスセンターしらうめ荘	社会福祉法人 備前市社会福祉協議会	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで

令和5年11月29日提出

備前市長 吉 村 武 司

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 社会福祉法人備前市社会福祉協議会

代表者 会長 山形 明

所 在 備前市東片上126番地

(2) 団体の位置付け

社会福祉法に定めるところにより設立された法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

社会福祉法人備前市社会福祉協議会は、備前市デイサービスセンターしらうめ荘の設置当初から管理運営の委託先であり、現在も当該施設の指定管理者である。また、職員による日常動作訓練等の指導体制が確立されている。備前市デイサービスセンターしらうめ荘の管理運営団体に変更となった場合、利用者に不安を与え、デイサービスセンターの機能が損なわれるおそれがあり、事業の継続性の点からも社会福祉法人備前市社会福祉協議会が指定管理者として適当である。